

(案)
業務委託契約書

1 委託業務の名称 第 69 回九州地区児童福祉施設球技大会派遣に伴う旅行
手配等業務委託

2 契約期間 令和 8 年 月 日 から令和 8 年 8 月 31 日まで

3 契約金額 金 円
うち課税対象額 円
非課税対象額 円
(消費税額及び地方消費税額 円)

「取引にかかる消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び
第 29 条の規定並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づ
き算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

4 契約保証金 金 円
(注) 受託者が沖縄県財務規則第 101 条第 2 項第 3 号の規定に
該当する場合は免除とする。

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基
づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履
行するものとする。

本契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

発注者 住 所 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
氏 名 沖縄県知事 玉城 康裕

受注者 住 所
氏 名

(総則)

第1条 発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、別紙1「仕様書」に従い、日本国の法令及び沖縄県の条例・規則等を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 甲は、その意図する成果を得るため、業務に関する指示を乙に対して行うことができる。この場合において、乙は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

(委託業務内容の変更及び契約変更)

第2条 甲又は乙の都合により委託業務の内容を変更するとき、又は次の各号のいずれかに該当する場合は、甲乙事前に協議のうえ、契約の内容を変更することができるものとする。ただし、航空運賃の価格変動による契約額の変更はしないものとする。

(1) 天災その他の災害により著しい被害を受けたとき。

(2) 本契約を履行するために必要な物品に係る税について変動があったとき。

(3) 行政目的上、又はその他の理由により、この契約の内容について仕様を変更し、あるいはこの契約の履行を中止し、又は打ち切る必要が生じたとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要があると認めるとき。

2 前項に規定する協議が、甲が定めた協議開始の日から 30 日以内に整わない場合には、前項に規定する変更の内容は甲が定めるものとする。

3 第1項の規定により契約を変更した場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は甲乙協議して定める。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、本契約による作業の一切（甲より開示された資料や情報を含む。）について、秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負う。

2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負う。

3 乙は、個人情報の取扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」に従うものとする。

(著作権の譲渡等)

第5条 乙は、この契約の履行によって作成された報告書その他の成果物（以下「成果物」という。）に係る著作権者の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）その他の知的財産権等のうち乙に帰属するもの（乙が従前から保有していた著作物をこの業務のために改修した場合の当該改修部分に係る著作権を含む。）を当該成

果物の引渡し時に甲に無償で譲渡する。乙は、甲が求める場合には、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならない。

- 2 乙は、成果物に関して著作権人格権を行使してはならない。また、当該著作物の著作者が乙以外の者であるとき、乙は、当該著作者が著作権人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

(著作権の侵害の防止)

第6条 乙は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、甲に対して保証する。

- 2 乙は、その作成する成果物が第三者の有する著作権を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して、又は仕様書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書で示した「軽微な部分」を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、この限りでない。
- 3 乙は、前項により第三者に委任し、又は請け負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 4 乙が前各号に違反した場合は、甲は本契約を解除することができる。この場合の違約金、損害金については、第17条第2項及び3項の規定を準用する。

(履行状況の報告)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務の実施状況、経費の使途その他の必要な事項について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(損害の負担)

第9条 委託事業の実施に応じて生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲の負担とする。

(完了報告)

第10条 乙は、業務が完了したときは、遅滞なく委託業務完了報告書に成果物一式その他甲が必要と認める書類を添えて甲に報告しなければならない。

(完了検査)

第11条 甲は、前条の委託業務完了報告書の提出を受けた場合、10日以内に事業完了の確認、検査を行うものとする。

2 乙は、前項の検査に不合格となり、甲から期限を指定して補正を命じられたときは、自己の負担で指定期限内に補正し、甲の検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして前項の規定を準用する。

(委託料の額の確定)

第 12 条 甲は、前条の検査の結果、業務の実績のうちこの契約の内容に適合するものであると認められる範囲において、甲が支払うべき委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。

(委託料の支払)

第 13 条 乙は、前条の通知を受けた際には、委託料の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に業務委託料を支払わなければならない。

3 乙は、第 1 項の規定にかかわらず委託金額の支払いのうち、保険代金は前金払いとすることができる。保険代金を前金払いにする場合、乙は前金払いをする保険代金の金額の根拠資料を甲に提出し、請求するものとする。

(履行遅滞)

第 14 条 甲は、乙が契約期間内に業務が完了しないため、期間の延長を求めたときは、遅延日数に応じ、未済部分の契約代金の額に対し、沖縄県財務規則第 109 条第 1 項の規定で定められた率で計算した額の遅延利息とする。

2 甲は、前項の損害金については、委託料の支払のときに控除し、その額が委託料の額を超えるときは、その超える額を乙に請求することができる。

3 乙は、甲の責に帰すべき理由により第 13 条の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、甲に対して請求金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）の規定に基づいて告示された率で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

4 第 1 項及び第 3 項においては、天災、地変その他甲乙の責によらないものについては、損害金は徴収しない。

(契約不適合責任)

第 15 条 乙は、本契約により行った業務について本契約の内容に適合しない（以下、「契約不適合」という。）ことが発見され、それらが専ら乙の責任に帰すべき理由によるものである場合は、甲に対し無償で契約不適合箇所を修正するものとする。

(委託業務の中止)

第 16 条 乙は、天変地異その他やむを得ない事由により委託事業の遂行が困難となったときは、速やかに委託事業の中止（廃止）申請書を甲に提出し、甲と協議のうえ契約を解除することができるものとする。

2 前項の規定により契約を解除したときは、委託料の精算をするものとする。

(甲による契約の解除及び違約金)

第 17 条 甲は、次に掲げる一の理由が生じたときは、いつでもこの契約を解除し、また、既に支払った委託料がある場合は、その全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

(1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに委託業務を完了しないとき又は完了期限までに委託業務を完了する見込みがないと甲が認めたとき。

(2) 乙が正当な事由なく契約の解除を申し出たとき。

(3) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。

(4) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）、公共の福祉に反する活動を行う団体、及びその行為者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）

イ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団等を利用している者

エ 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団等であることを知りながらこれらを利用している者

(5) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき。

2 前項の規定による契約解除の場合には、甲は違約金として、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を乙に請求することができる。

3 甲は、第 1 項の規定により契約を解除した場合に生じた損害が、前項の違約金の額を超えるときは、その不足分を乙に請求することができる。

（乙による契約の解除）

第 18 条 乙は、甲がこの契約条項に違反したときは、契約を解除することができる。

2 乙は、前項に定める場合のほか、契約の解除を必要とするときは、甲と協議のうえ契約を解除することができる。

3 第 1 項の規定による契約解除の場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（下請負契約等に関する契約解除）

第 19 条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条第 1 項第 4 号アからカまでに該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならな

い。

- 2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。
- 3 前項の規定による契約解除の場合の違約金、損害金については、第 17 条第 2 項及び 3 項の規定を準用する。

(不当介入に関する通報・報告)

第 20 条 乙は、本契約に関して、自ら又は再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(関係書類の整備)

第 21 条 乙は、委託業務にかかる収支及び雇用・就業の状況を明らかにするための書類及び帳簿を備え付け、これらを契約の日の属する年度の翌年度から 5 年間保管するものとする。

(疑義の協議)

第 22 条 この契約に定めのない事項及び、この契約に定める事項に関する疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 23 条 前条の規定による協議が整わない場合など、この契約に関する一切の紛争に関して、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。